

奈良県告示第二百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年八月二十一日法隆寺東部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和二年九月四日

奈良県知事 荒井正吾